

大村市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

(目的)

第1条 ソーシャルメディアは職員が容易に情報を発信できる一方、不正確な情報が拡散したり、意図せずして特定又は不特定の方々の感情を害してしまうリスクがある。ソーシャルメディアを適切に活用するためには、利用者である職員がソーシャルメディアのリスクを十分に理解することが必要不可欠である。そこで、大村市が、職務で利用するソーシャルメディアの活用について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディアとは、民間事業者が情報発信基盤として提供するブログ、マイクロブログ（ツイッター等）、SNS、電子掲示板など、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいう。
- (2) アカウントとは、ソーシャルメディアを利用するためのユーザー登録情報をいう。
- (3) アカウント管理者とは、市のソーシャルメディアの管理及び運営を行うものをいう。
- (4) 担当者とは、市のソーシャルメディアの実務（記事の投稿等）を行う職員をいう。
- (5) ハンドルネームとは、ソーシャルメディアに投稿する際に使用するニックネームをいう。

(ソーシャルメディアの運営課、担当者の任命及び役割)

第3条 ソーシャルメディアによる情報発信を行う際は、原則として公式アカウントを開設して行うこととする。開設する際は、広報戦略課と協議し、公式アカウントの運用ポリシーを定め、別紙様式により速やかに広報戦略課長に届け出なければならない。

- 2 前項の届け出を受けた広報戦略課長は、市ホームページなどから当該民間ソーシャルメディアに対するリンクを設定する等により、市民等が容易にソーシャルメディアに辿りつけるよう、調整しなければならない。
- 3 アカウント管理者は、ソーシャルメディアを運営する担当者を任命することができる。
- 4 担当者は、ハンドルネームを使ってソーシャルメディアに投稿することができるものとする。
- 5 担当者は、次の各号に定めのある事項については、決裁者の決裁を仰ぐことなく、随時情報を発信することができるものとする。
 - (1) すでに一般に周知されている事項について、再度、正しく情報発信する場合
 - (2) イベント・競技会の結果などについて情報発信する場合
 - (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合
 - (4) その他、災害情報の発信など緊急を要する場合

(ソーシャルメディア活用の基本原則)

第4条 ソーシャルメディアの活用には、アカウント管理者及び担当者は、次の各号の基本原則を順守すること。

- (1) 大村市職員として自覚と責任を持った発言を行うこと。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令、当ガイドライン、他に定める運用規定等を遵守すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などを侵害しないように十分留意すること。
- (4) 取り扱う情報は信頼性を確保し、正確性を確保すること。
- (5) 正確で誤解を与えない、簡潔な情報発信に努めること。
- (6) 利用者からの意見や指摘に対して冷静かつ誠実な対応を行い、無用な議論は避けること。

(ソーシャルメディアによる情報発信に係る禁止事項)

第5条 ソーシャルメディアによる情報発信に係る禁止事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報を発信すること。
- (2) 人種、思想、信条、居住、職業等で差別し、又は差別を助長すること。
- (3) 職員の個人的な状況や意見等の情報を発信すること（職務上必要な場合を除く。）。
- (4) 違法行為または違法行為をあおる情報を発信すること。
- (5) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
- (6) 市及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
- (7) わいせつな内容や公序良俗に反する情報を発信すること。
- (8) 信頼性が確保できない情報（単なる噂や噂を助長させる情報）を発信すること。
- (9) 重要施策の意思形成過程の情報を発信すること（市が積極的に意見等を求める場合を除く。）。
- (10) 職員の身分以外の者に情報発信させること。

(なりすまし等の防止対策)

第6条 ソーシャルメディアを使用する際には、なりすまし等の防止対策として、市ホームページにおいて、利用するソーシャルメディアのサービス名及びそのサービスにおけるアカウント名、若しくは当該アカウントページへのハイパーリンクを明記するページを設けなければならない。また、運用しているソーシャルメディアのアカウント設定の自由記述欄に当該アカウントの運用を行っている旨の表示をしている市ホームページのURLを掲載する。

(なりすまし等を発見した場合の対処)

第7条 大村市が運営していないソーシャルメディア上のアカウントを発見した際には、市ホームページにおいて、当該ソーシャルメディアを利用していない旨の告知を発見後速やかに行い、注意喚起を行わなければならない。

(URL短縮サービス利用の禁止)

第8条 ソーシャルメディアの利用に際して、次の各号の対策を行わなければならない。
本来のURL（ドメイン）をわからなくするURL短縮サービスは、原則使用しない。

(記事の引用及びリンクの際の留意点)

第9条 大村市が使用するソーシャルメディアのアカウントにおいて、第三者の投稿若しくは記事の引用又は第三者の管理若しくは運用するページへのリンクを掲載する際は、その内容の信頼性を考慮し、慎重に行うこと。

(その他)

第10条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成25年3月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成28年10月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成29年4月1日から施行する。